

## VIII 監査指導課業務の概要

平成 16 年 4 月の組織改正により県内 5 か所（習志野、松戸、印旛、山武及び君津）の健康福祉センターに監査指導課が設置され、以下の社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査等業務を実施している。

- 1 社会福祉事業を実施する社会福祉法人の運営管理及び会計管理の指導監査を行う。
- 2 特別養護老人ホーム、児童福祉施設、障害者支援施設、保育所等の運営管理及び入所者処遇の指導監査を行う。
- 3 介護保険指定事業所及び指定障害福祉サービス事業所の実地指導を行う。
- 4 認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホームの立入検査を行う。
- 5 介護老人保健施設の実地指導を行う。

### 監査指導課を設置している保健所

名称	所管区域
習志野健康福祉センター	千葉市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市
松戸健康福祉センター	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
印旛健康福祉センター	銚子市、成田市、佐倉市、旭市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、印旛郡、香取郡
山武健康福祉センター	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡、長生郡、夷隅郡
君津健康福祉センター	館山市、木更津市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、安房郡

### 社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査等の根拠法令

種 別	根拠法
社会福祉法人	社会福祉法
社会福祉施設	
保護施設	生活保護法
老人福祉施設	
特別養護老人ホーム	老人福祉法
養護老人ホーム	
軽費老人ホーム（ケアハウス）	社会福祉法
児童福祉施設	
障害児入所施設	児童福祉法
児童自立支援施設	
乳児院	
児童養護施設	
児童心理治療施設	
母子生活支援施設	

種 別		根拠法
	保育所（保育所型認定こども園を含む）	
	幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
	婦人保護施設	社会福祉法
	障害者支援施設	社会福祉法・障害者総合支援法（注1）
認可外保育施設		児童福祉法
有料老人ホーム（注2）		老人福祉法
介護保険指定事業所		介護保険法
指定障害福祉サービス事業所		障害者総合支援法（注1）
指定一般相談支援事業所		
指定障害児通所支援施設		児童福祉法
指定児童発達支援センター		

（注1）「障害者総合支援法」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（注2）有料老人ホーム：食事の提供を行う等、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。

（注3）本表は、指導監査等を行うための根拠法令をまとめたものであり、各施設等の設置根拠となる法令とは異なる場合がある。（例：軽費老人ホーム（ケアハウス）、婦人保護施設）

## 指導監査の実施基準（令和2年度）

### （1）実地指導監査

対象法人・施設	実地指導（監査）回数	
<p>社会福祉法人</p> <p>※ 指導監査の実施については、法人所管課と協議の上で、毎年度決定する。</p> <p>また、法人から法人所管課へ会計監査報告（※1）又は専門家による支援等に係る報告書（※2）の提出があった場合は、法人所管課の判断により、指導監査項目の一部を省略することができる。</p>	<p>法人本部の運営等について、特に大きな問題が認められない法人</p>	<p>3年に1回を原則</p>
	<p>会計監査人の監査や専門家の活用を図った場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断するとき。</p>	<p>活用状況に応じて以下の取扱いを可能とする。</p>
	<p>会計監査人を置く法人</p>	<p>5年に1回まで延長を可能とする。</p>
	<p>公認会計士又は監査法人による社会福祉法に準じた監査を実施する法人</p>	<p>同上</p>
	<p>専門家による財務会計の支援を受けた法人</p>	<p>4年に1回まで延長を可能とする。</p>
	<p>苦情解決への取組が適切に行われ、良質かつ適切なサービスの提供に努めていると判断するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉サービス第三者評価の受審、公表 (IS09001 認証取得施設も同様とする。)</li> <li>・ 地域社会に開かれた事業運営</li> <li>・ 先駆的な社会貢献活動の取組</li> </ul>	<p>4年に1回まで延長を可能とする。</p>
	<p>上記以外の法人</p>	<p>1年に1回</p>
<p>社会福祉施設（第一種社会福祉事業の入所施設）</p>		
<p>保護施設</p>		<p>1年に1回</p>
<p>老人福祉施設</p>		<p>1年に1回 (※3)</p>
<p>児童福祉施設</p>		<p>1年に1回</p>
<p>婦人保護施設</p>		<p>1年に1回</p>
<p>指定障害者支援施設</p>		<p>1年に1回</p>
<p>市町村児童福祉行政（保育関係）</p>		<p>1年に1回</p>

保育所		1年に1回
対象法人・施設	実地指導（監査）回数	
幼保連携型認定こども園		1年に1回
認可外保育施設		1年に1回
有料老人ホーム（食事の提供を行う等、 有料老人ホームに該当するサービス付き 高齢者向け住宅を含む）	介護付・住宅型	2年に1回
	健康型	3年に1回
介護保険指定事業所	既存事業所	原則5年に1回（※4）
	新規開設事業所	指定の翌年度末までに1回
指定障害福祉サービス事業所	地方公共団体及び社会福祉法人以外（NPO・株式会社等）が設置運営する下記サービス（多機能型含む） ・生活介護 ・自立訓練（機能訓練、生活訓練） ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型、B型） ・療養介護 ・就労定着支援 ・自立生活援助	1年に1回
	上記以外	4年に1回（※4）
指定障害児通所支援事業所		4年に1回（※4）
指定児童発達支援センター		1年に1回
指定一般相談支援事業所		4年に1回（※4）

※1 会計監査及び専門家による支援について（平成29年4月27日 社援基発0427第1号）の1.(1)の独立監査人の監査報告書。※2 会計監査及び専門家による支援について（平成29年4月27日 社援基発0427第1号）の別添1及び別添2。※3 老人福祉施設については、前年度の実地監査の結果、適正な施設運営が確保されている施設は2年に1回とすることができる。※4 引き続き指導が必要と認められる施設は毎年行う。

## （2）書面指導監査

市町村児童福祉行政（保育関係）、保育所及び幼保連携型認定こども園においては、前年度文書による指摘事項がない等により、実地指導監査の必要のないものについて、期日を定めて書類等を提出させ、実地指導監査に代えて行うものとする。